安中市
Annaka City

ANNAKA CITY



「障害者週間」における
特別販売会を開催します！

問い合わせ
保健福祉部　福祉課　障害福祉係
TEL:027-382-1111(内線1155)

安中市
Annaka City
ANNAKA CITY

障害者週間について

障害者基本法

第９条　～略～ 障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

２　障害者週間は、１２月３日から１２月９日までの１週間とする。

３　国及び地方公共団体は、～略～ 障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

１１月開催「福祉ふれあいまつり」で啓発活動

「販売会」の実施

安中市
Annaka City

ANNAKA CITY

特別販売会を開催！

9月の知的障害者福祉月間でも大好評でした！

日程　１２月７日(月)～１１日(金)
※１０日(木)を除く

会場　安中市役所　エントランスロビー

内容　障害福祉サービス事業所利用者による
制作品の販売

参加団体
・障害福祉サービス事業所　・・７事業所
・特別支援学校　・・・・・・・・３校（展示含む）
・安中市心身障害児者父母の会



安中市
Annaka City
ANNAKA CITY

パネル展示も同時開催！

日程　１２月７日(月)から１１日(金)

会場　安中市役所　エントランスロビー（入口横）

内容　☆特別支援学校紹介パネル、制作品の展示
・県立高崎特別支援学校
・県立高崎高等特別支援学校

☆市民参加型メッセージボード
（福祉ふれあいまつりでも展示）







安中市
Annaka City
ANNAKA CITY

９月実施　知的障害者福祉月間　の様子

日程　令和８年９月（事業所の希望日に合わせて）

内容　障害福祉サービス事業所利用者の制作品展示
知的障害等に関するパネル展示
制作品販売会

多くの参加者で賑わい大盛況でした！！



パネル展示の様子

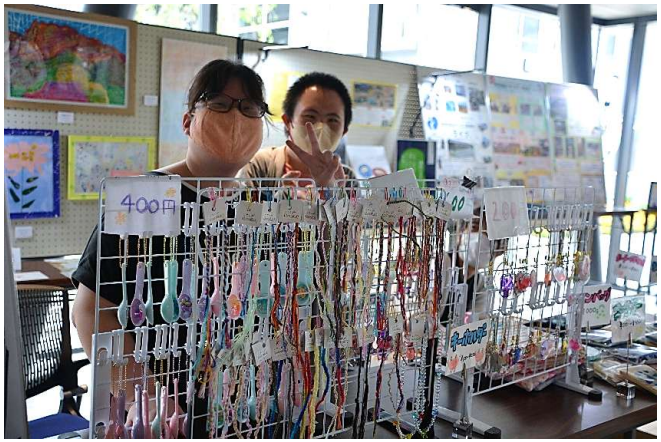

販売するサービス利用者


販売会の様子